免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２３９２号

神奈川県海老名市大谷北１丁目６－６－621

破産者　赤星　祐二

免責意見申述期間　平成27年５月25日まで

平成27年２月24日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２００８号

東京都品川区西五反田２丁目６番３号

清算株式会社　株式会社東京プロパティ

代表清算人　山崎　康雄

1　決定年月日　平成27年２月23日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０７３号

東京都渋谷区神宮前２丁目６番17号

清算株式会社　株式会社アンティーブ

1　決定年月日　平成27年２月20日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２００２号

東京都千代田区飯田橋１丁目３番７号

清算株式会社　株式会社オー・オー・エス

代表清算人　竹下　貴史

1　決定年月日　平成27年２月23日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　略称

本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　株式会社オー・オー・エス	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　平成27年１月19日（特別清算手続開始決定日）	基準日

2　端数の処理

権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。

3　弁済の場所

本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。

但し、振込手数料は債権者の負担とする。

4　債権の合算・債権者の変更

本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算して一つの債権とみなし、弁済額を決定する。

なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。

第２　特別清算債権

1　定義

本協定の対象となる特別清算債権とは、基準日までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。

2　債権債務の確認

債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。

3　特別清算債権の弁済

⑴　第一回弁済

①　特別清算債権に対する第一回弁済は、本件債権を基準として行う。

②　債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第一回弁済を受ける。

㋐　弁済額

特別清算債権に対する第一回弁済は、別表「第一回弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、債権者の本件債権にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。

その金額は、別表「第一回弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第一回弁済額」という。）。

㋑　弁済の方法

清算株式会社は、債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から７営業日以内に、第一回弁済額を弁済する。

なお、別表符号２株式会社インデックス・クロスメディアマーケティングに対する「第一回弁済予定額」欄記載の金額は、東京地方裁判所平成26年（ル）第6325号債権差押命令に基づき、これを差押債権者である別表符号１株式会社整理回収機構に対し直接弁済するものとし、後記⑵①②に規定する追加弁済を実施する場合についても同様とする。

⑵　追加弁済

①　清算株式会社は、債権者に対し、後記第４記載の共益債権及び優先債権（以下「共益債権等」という。）の弁済が完了したときから１か月以内に、第一回弁済並びに共益債権等の弁済後存在する残余の原資を以て、前記第２の3⑴②㋐の方法により算定された金額を追加弁済する。

②　第一回弁済及び前記第２の3⑵①追加弁済後に清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、債権者に対し換価代金より必要費用を控除し前記第２の3⑴②㋐の方法により算定された金額を弁済する。

第３　債権放棄等

1　債権元本

債権者は、清算株式会社に対し、第一回弁済時、本件債権から別表「第一回弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその免除を受ける。

債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

2　利息・損害金等

債権者は、本件債権に附帯する利息・損害金等一切の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

3　前記第２の3⑵①②に基づき、清算株式会社が債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は**遡**ってその効力を失う。

第４　共益債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号

大阪市西区京町堀１丁目12番１号

再生債務者　株式会社ドウプランニングインターナショナル

1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成27年５月19日から平成27年６月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号

千葉県野田市岩名２丁目26番16号

再生債務者　株式会社岩名不動産

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過

平成27年２月23日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係